

# Beyond

ASAHI  
Research Institute

2022. 1 vol.13

Do, or Do not.

あさひ総研

寄附金の意義

自社株式の民事信託について②

令和 4 年度税制改正大綱

待機児童問題と今後の保育園経営

Focus

ヤマガタデザイン株式会社

News

あさひ通信

第 198 回 財政破綻に対する 2 つの見解

INFORMATION



## CONTENTS

Do, or Do not.

あさひ総研

- 01 ・事業承継  
寄附金の意義
- 02 ・相続  
自社株式の民事信託について②
- 03 ・税制  
令和4年度税制大綱 ～電子取引に係る電磁的記録の保存～
- 04 ・保育  
待機児童問題と今後の保育園経営

Focus ヤマガタデザイン株式会社

News 新役員紹介／ウッドデザイン賞受賞／Power Platform Event from Microsoft Base Sendai #1

あさひ通信 第198回 財政破綻に対する2つの見解

## INFORMATION

### [Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## 新たな Technology の活用を



Do, or Do not.

統括代表社員 田牧 大祐

「この世には、二種類の人間がいる。銃をかまえるやつと穴を掘るやつだ。」これは、映画『続・夕陽のガンマン』※1でのクリント・イーストウッド扮するジョーの有名なセリフであり、対照的な二人の立ち位置の違いを、クールに、ユニークに表現している。

RPAを事業会社向けに導入支援してきた中で、RPAを導入する経営者か、しない経営者か、セミナーやプレゼン時において、その違いをしばしば感じる。後者の経営者は、効果の質問をし、前者は効果を聞くことはない。RPAに作業を移管した場合、時間削減率は90%～100%になる。その時間削減効果から業務の効率化という表現が不適切に感じるほどであり、効果が導入の是非理由になることはないと感じている。

株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所※2の仙台オフィスに「Microsoft Base Sendai」を設置、Microsoft Power Platform など、Microsoft の Technology の情報発信を行っている。先日、Microsoft HoloLens 2※3について発信するイベントがあった。

Microsoft HoloLens 2 は、これまで映画の世界であった Hologram 技術を低価格で提供するサービスである。Mixed Reality（複合現実）という仮想空間と現実世界の映像を重ねあわせた技術であり、あらゆる業界で利用可能である。製造現場での図面や作業指示の表示、現実の商品にデザインを加える、商品案内のマニュアルを表示させる、博物館で3Dの恐竜を出現させる、リモートアシストを受ける、医療の手術現場での利用など、その活用方法は無限にひろがる。

従来、高額な投資が必要だった RPA、AI に加え、今後、Hologram も企業が利用できるサービスとなる。使ったことのない Technology について効果を聞いている、スタートはきれない。今まさに、新たなサービスの創造、生産性アップ、付加価値業務への移行のチャンスといえる。無理な人海戦術から Technology の活用へ。中小企業の発展、継続に Technology の活用は不可欠である。

この世には二種類の会社がある。Technology を活用する会社とその効果を検討している会社だ。Do, or Do not.

※1 1966年公開の西部劇。セルジオ・レオーネ監督。

※2 中小企業向け RPA 導入支援、DX 支援を行っている。Microsoft partner 企業であり、Microsoft365、Power Automate 等販売代理店。

※3 ヘッドマウントディスプレイ型のデバイスで、Mixed Reality（複合現実）を可能にする。現実世界の映像に高解像度の仮想空間映像を取り込み、Hologram を手で動かすことが可能であり、写真、動画、仮想空間情報を他のユーザーとの共有も可能。





寄附金は、一般的に見返りを求めずに行う金銭や資産等の贈与ですが、法人税法では下記のように定義づけられています。

寄附金とは・・・寄附金、抛出金、見舞金 その他いずれかの名義を問わず、金銭、その他の資産や経済的利益の贈与、又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額をいい、広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものは除かれます（法人税法 37 条 7 項）。

この見返りのない支出である寄附金は、地域社会や福祉のために必要とする見方がある反面、事業活動との関係性が薄いことから、一定の範囲内で損金とすることを認め、その範囲を超えた部分は損金不算入となります。



## 寄附金の意義

税法上の寄附は、金銭の贈与以外に、例えば無償による資産の譲渡や、無償による役務提供、低額譲渡、高額譲受、債権放棄、無償による債務引受、経費等の代替負担等が含まれます。

例えば低額譲渡については、ある資産の譲渡の対価が、その資産の譲渡の時における価額に比して低いときに、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額は、寄附金の額に含まれるもの、と考えます（法人税法 37 条 8 項）。

### <法人の寄附金と損金算入限度額>

寄附金は下記に分類され、それぞれについて損金算入限度額が決められています。

(2022 年 1 月現在)

| 寄附金の分類               | 損金算入限度額                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国等に対する寄附金<br>及び指定寄附金 | 全額が損金に算入されます                                                                                                                                                                                             |
| 特定公益増進法人等<br>に対する寄附金 | $\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$ <p>特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。</p> |
| 一般の寄附金の<br>損金算入限度額   | $\left( \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$                                                          |

※指定寄附金：公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で、広く一般に募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したもの。

なお、“法人による”完全支配関係がある法人間で行われる寄附については、下記のような特例があります。

### <完全支配関係で行われる寄附金>

内国法人が“法人による”完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額（法人税法 25 条の 2 の 2 項に規定する受贈益に対応するもの）は、損金の額に算入されません。（法人税法 37 条 2 項）。

## 自社株式の民事信託について②

今回は経営者の認知症に対する民事信託について紹介します。

中小企業の経営者は会社の自社株式の大部分を所有しているケースが多いと思います。ここで、経営者が認知症になった場合、判断能力が不十分なため株主総会で議決権を行使することができなくなります。会社の経営方針としての重要事項は株主総会において株主が議決権を行使することにより決定しますが、大株主が議決権を行使できないということは、会社経営が存続しないことにもなり得ます。

経営者の認知症に対する自社株の民事信託として、下記の事例を紹介します。

### ●事例

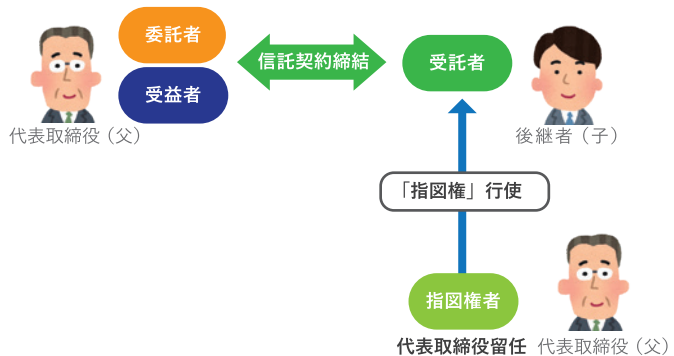
「中小企業のオーナーである代表取締役（父）が高齢になり、認知症等により会社経営に影響を及ぼすリスクを危惧している。後継者（子）は決まっているが、現状自社株式の評価額が高く、贈与税を支払う資金がすぐには準備できない。数年に渡る株価対策等も検討しているため、すぐに贈与を実行する予定はなく、むしろ時間をかけて事業承継対策を計画したい。ただ、その期間に自分が認知症になる可能性もあるため、議決権を維持しつつ事業承継対策をしたい」

### ●対応する信託方法

この場合の信託の方法としては、代表取締役所有の自社株式の全部または一部につき、自身を委託者兼受益者<sup>\*1</sup>、後継者を受託者<sup>\*1</sup>とする自社株信託契約を締結し、自社株式の名義のみを受託者である後継者に変更します。ただし、当面の間の措置として、契約内で代表取締役を「指図権者」とする指図権を設定し、「指図権者は株主総会開催の○日前までに後継者である受託者に対して書面により議決権行使に関する指図を行うものとする」旨の規定を定めます。

※1

|     |                          |
|-----|--------------------------|
| 委託者 | 財産を所有している人（民法上の所有者）      |
| 受託者 | 財産を管理運用する人（名義人）          |
| 受益者 | 財産から生じる利益を享受する人（民法上の所有者） |



### ●効果

この信託方法をとることにより、受託者である後継者に経営権が移る（＝株主総会での議決権を行使できる）ことになるため、株式については信託による方法で承継することができました。受益者が代表取締役であるため、信託契約時点では贈与税も課税されません。また、代表取締役を指図権者としたので、受託者である後継者に指図して議決権の行使が可能となり、認知症を発症するまでは、引き続き経営に関与することが可能となります（信託契約によりその設定が可能）。その後、もし代表取締役が認知症を発症して指図権が行使できなくなれば、受託者である後継者が単独で議決権を行使できるようになります。また、代表取締役が死亡した場合は、信託が終了し、帰属権利者である後継者が完全に株式を取得することになりますので、後継者が単独で議決権を行使することになります。

### (参考)

遺言により自社株式を後継者に相続させるとした場合と上記民事信託の比較

遺言の場合、代表取締役が自社株式を後継者に相続させると書いても、後継者としては、それまで代表取締役が亡くなるまで株式を引き継がないのですから、会社を引き継ぐかという点で不安定な立場に置かれることになります。さらに遺言では遺言者の一方的な意思により内容を書き換えることが可能なため、その点も後継者にとっては不安要素となります。後継者としては、自らが承継できるか分かなければ、その会社を意欲的に経営することが難しい場合もあります。この点、上記事例の信託であれば、代表取締役に議決を指図する権利は残るものの、契約時点から自社株式の名義は後継者に移ることになります。また、信託契約は委託者と受託者の契約なので、委託者が受託者に何も知らせずに勝手に信託の内容を変更することはできません。以上の点に関しては民事信託が有効と言えるでしょう。



山形事務所  
パートナー  
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年 税理士法人あさひ会計に入所後は M & A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。



山形事務所  
パートナー  
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あさひ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。





## 令和 4 年度税制改正大綱 ～電子取引に係る電磁的記録の保存～

令和 3 年 12 月 10 日に与党より令和 4 年度税制改正大綱（以下、本改正案）が公表されました。令和 4 年 1 月 1 日から義務化された電子取引制度について、経過措置が整備される旨が本改正案に盛り込まれているためご紹介します。

令和 4 年 1 月 1 日以降に電子取引によって授受した請求書等のうち、取引情報の記載がされたものは原則電磁的記録での保存が義務化されました。つまり、電子取引によって授受した請求書等は紙での保存が認められなくなることをさします。また、データの保存方法にも検索機能の確保等の要件があります（詳細は本誌 2021 年 11 月号、12 月号をご参照ください）。その要件を満たすシステム・社内整備への対応が困難な事業者の実情に配慮し、今回の経過措置が設けられました。

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間は、電磁的記録により保存しなければならない請求書等を、電磁的記録の出力書面をもって電磁的記録の保存とすることができます。つまり、令和 4 年からの 2 年間は、電磁的記録に代えて紙での保存を可能とする経過措置となります。ただし、所轄税務署長から電磁的記録により保存ができなかったことについてやむを得ない事情があると認められること、税務調査時に整然とした形式及び明瞭な状態で出力された電磁的記録の書面を提示、または提出の求めに応じることが要件となります。現時点では、税務署長への事前の承認は不要とされています。

注意点として、この経過措置の要件の一つである“やむを得ない事情”について明確化されていないことが挙げられます。どのような場合にやむを得ない事情と認められるかについては今後決定されると思われます。また、あくまで電磁的記録の保存に対する経過措置であり、“電磁的記録の保存の要件”に対する改正内容ではありませんから、データ保存の要件を満たすシステム・社内体制の整備が必要なことに変わりはありません。この2年間の猶予期間は、電子取引制度にどのように対応していくのか、そのための準備期間として捉え、DX化を推し進めましょう。



山形事務所  
審査部  
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



## 待機児童問題と今後の保育園経営

これまでの国の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として行われてきました。

主な政策は下記の通りとなっております。

平成 13 年「待機児童ゼロ作戦」  
平成 20 年「新待機児童ゼロ作戦」  
平成 29 年「子育て安心プラン」  
令和 2 年「新子育て安心プラン」

このプランをもとに保育サービスの量的拡充に取り組んだ結果、令和 3 年 4 月時点の待機児童数は 5,634 人と過去最少となりました（前年対比△6,805 人）。

都道府県ごとにみると待機児童 0 人の県は 12 県、100 人未満は過去最多の 33 道府県となっています（右記参照）。なお右記の資料には記載されておりませんが、市町村ごとにみると 8 割超が待機児童ゼロになっており、100 人を超えるのは 4 市町村のみとなっています。

一部の地域で量的拡充等の保育需要に応じた対策は引き続き必要であると考えられますが、その一方で待機児童問題が解消された地域においては「定員割れによる経営難」といった新たな課題を抱える保育園が増加してくるのではないかと考えます。

待機児童が生じていたころは、保育園の需要が高く完全な売り手市場でした。しかし待機児童問題が解消された地域においては需要よりも供給が多くなり、買い手市場と化しています。

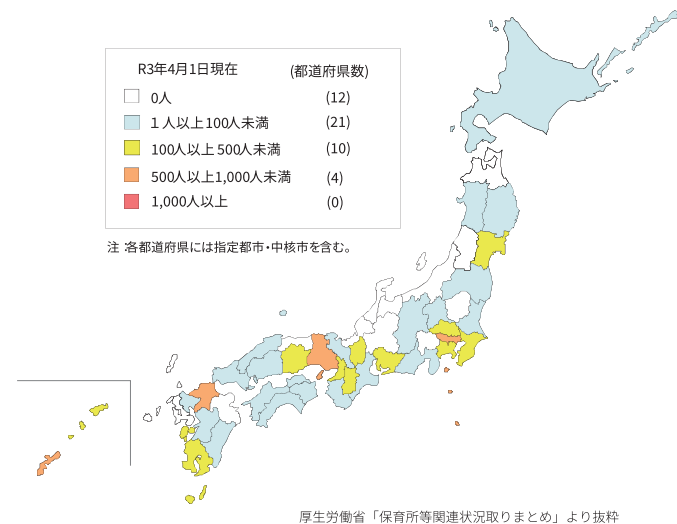
買い手市場と化した保育業界において、今後は他園と差別化を図り「選ばれる保育園」になることが一層強く求められるのだと思います。



山形事務所  
医療福祉部  
チームマネージャー  
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

（資料） 令和 3 年 4 月 1 日 全国待機児童マップ（都道府県別）



厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」より抜粋

| 都道府県 | 待機児童数 | 待機児童率 | 参考             |        |
|------|-------|-------|----------------|--------|
|      |       |       | (R 2)<br>待機児童数 | 増減     |
|      | 人     | %     | 人              | 人      |
| 北海道  | 68    | 0.08  | 134            | ▲66    |
| 青森県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 岩手県  | 12    | 0.04  | 58             | ▲46    |
| 宮城県  | 222   | 0.50  | 340            | ▲118   |
| 秋田県  | 10    | 0.05  | 22             | ▲12    |
| 山形県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 福島県  | 62    | 0.18  | 141            | ▲79    |
| 茨城県  | 13    | 0.02  | 193            | ▲180   |
| 栃木県  | 0     | 0.00  | 34             | ▲34    |
| 群馬県  | 4     | 0.01  | 14             | ▲10    |
| 埼玉県  | 388   | 0.28  | 1,083          | ▲695   |
| 千葉県  | 428   | 0.35  | 833            | ▲405   |
| 東京都  | 969   | 0.30  | 2,343          | ▲1,374 |
| 神奈川県 | 306   | 0.17  | 496            | ▲190   |
| 新潟県  | 0     | 0.00  | 3              | ▲3     |
| 富山県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 石川県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 福井県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 山梨県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 長野県  | 21    | 0.04  | 46             | ▲25    |
| 岐阜県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 静岡県  | 61    | 0.09  | 122            | ▲61    |
| 愛知県  | 174   | 0.11  | 155            | ▲19    |
| 三重県  | 50    | 0.12  | 81             | ▲31    |
| 滋賀県  | 184   | 0.50  | 495            | ▲311   |
| 京都府  | 6     | 0.01  | 48             | ▲42    |
| 大阪府  | 158   | 0.08  | 348            | ▲190   |
| 兵庫県  | 769   | 0.66  | 1,528          | ▲759   |
| 奈良県  | 132   | 0.49  | 201            | ▲69    |
| 和歌山県 | 30    | 0.15  | 35             | ▲5     |
| 鳥取県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 島根県  | 1     | 0.00  | 0              | 1      |
| 岡山県  | 104   | 0.21  | 403            | ▲299   |
| 広島県  | 14    | 0.02  | 39             | ▲25    |
| 山口県  | 15    | 0.06  | 17             | ▲2     |
| 徳島県  | 23    | 0.14  | 61             | ▲38    |
| 香川県  | 29    | 0.13  | 64             | ▲35    |
| 愛媛県  | 33    | 0.13  | 55             | ▲22    |
| 高知県  | 12    | 0.06  | 28             | ▲16    |
| 福岡県  | 625   | 0.50  | 1,189          | ▲564   |
| 佐賀県  | 24    | 0.10  | 49             | ▲25    |
| 長崎県  | 0     | 0.00  | 0              | 0      |
| 熊本県  | 8     | 0.01  | 70             | ▲62    |
| 大分県  | 0     | 0.00  | 10             | ▲10    |
| 宮崎県  | 1     | 0.00  | 14             | ▲13    |
| 鹿児島県 | 114   | 0.27  | 322            | ▲208   |
| 沖縄県  | 564   | 0.91  | 1,365          | ▲801   |
| 計    | 5,634 | 0.20  | 12,439         | ▲6,805 |





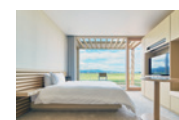
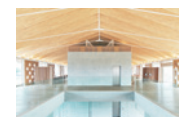
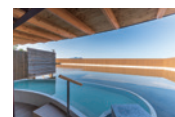
## 地域課題を解決する事業をデザインし 未来にときめく社会を創る

私たちヤマガタデザインは、「地域課題を解決する事業をデザインし、子どもたちが生きる未来に自らも希望を持てる社会を実現する」ことをミッションに、他地域にも展開可能な課題解決のモデルづくりに取り組む街づくり会社です。山形県鶴岡市に本社を構え、2014 年の創業から 7 年間で、観光、教育、人材、農業の 4 分野で 8 つの事業を展開。分野横断的な事業で持続自走する地方の実現にチャレンジしています。

### YAMAGATA DESIGN



ヤマガタデザイン株式会社  
山形庄内から、ときめこう。  
<https://www.yamagata-design.com/>  
山形県鶴岡市北京田字下鳥ノ巣 23-1  
TEL.0235-26-9107



最初に手掛けたプロジェクトは、今では当事業のアイコンにもなっている、水田の上に浮かぶように建つホテル「スイデンテラス」。ホテル開業の目的は、知名度が圧倒的に低い山形庄内エリアに、わざわざ訪れるきっかけとなる場（＝ホテル）を創出し、地域外からの人々を呼び込みたいと思ったからで

す。当初、“田んぼの上にホテルを作っても誰もこない”と言われましたが、ここにしかない日本の原風景、田園風景を最大限に活用したホテルを作ったところ、日本全国・世界各国から年間 7 万人以上が訪れるホテルとなりました。



様々な地域課題の解決に取り組む当社ですが、街づくりにおいて何より大切なのは「教育」、未来を担う世代への投資だと思っています。地域の子育て環境・教育基盤の底上げを目指し、2018 年、民間主体で児童教育施設「キッズドームソライ」を作りました。そして、この取り組みを下支えしているのが「ソライでんき（電気事業）」です。契約企業の電気代の一部が地域の教育に投資される仕組みで、企業活動を通して継続的に教育を応援できるのが魅力です。お陰様で、この取り組みに対して共感の輪が広がっており、あさひ会計の田牧代表はじめ、県内や隣県の企業様 190 拠点にご契約いただいております。高校生に AI プログラミング教育を行う「やまがた AI 部」の活動を応援するプランもあります。ソライでんきは、太陽光発電を活用し企業にクリーンエネルギーを供給する「ソライでんき PPA モデル」も開始しており、今年の夏前には第一号が稼働する予定で、エネルギーの地産地消にも取り組んで参ります。

地方都市はいろんな課題が山積していますが、理想を掲げ、実現に全力を尽くし、あらゆる課題に当事者意識をもって挑み続けたいと思います。その先には、必ずや社会課題が希望へと変わり、結果として、大人も子どもも未来にときめく社会が実現されるものと私たちは信じています！



## 新役員のご紹介

このたび、公認会計士・税理士の広川諭、伊藤俊和が、パートナーとして経営メンバーとなりましたので、ご紹介いたします。

### 広川 諭



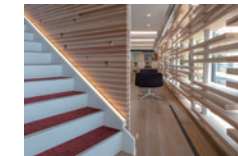
東北を中心に、地場企業様へ質の高い会計・税務サービスを提供できるよう努めて参ります。今後とも宜しくお願い申し上げます。

### 伊藤 俊和



従業員数だけでなく、お客様からの信頼の点でも東北 No.1 の税理士法人を目指して、今後貢献していく次第です。宜しくお願いいたします。

## JAPAN WOOD DESIGN AWARD 2021



撮影：浅川敏 氏

あさひ会計山形事務所のセミナー棟が『第 7 回ウッドデザイン賞』を受賞いたしました。杉材をふんだんに使用した建物は、「木の存在感を見せてくれる、地域のランドマーク的存在になり得る建築である」との評価をいただきました。

## Power Platform Event from Microsoft Base Sendai #1



<https://youtu.be/30TedjkJmvs>



★このライブイベントの様子は、上記 YouTube で視聴できます。ぜひご覧ください！

2021 年 12 月 23 日 Microsoft Base Sendai にて、超豪華なゲストをお迎えして、開設後初のオンライン配信イベントを開催！

Microsoft 社員 × MVP × Power Apps 本著者 × Power Platform Champion によるパネルディスカッションでは、リアルな現場の声とともに、「Power Platform の魅力とその可能性」を語りつくしていただきました。

### 【登壇者】

- ・日本マイクロソフト株式会社 小玉 純一 氏  
(Power Platform とは、Power Platform 事例紹介)
- ・株式会社アイシーソフト 山田 晃央 氏  
(自社で実運用中！ Power Apps ・ Power Automate 活用事例)
- ・株式会社ソントレーゾ 中村 亮太 氏  
(ライブコーディングデモ (HoloLens × Power Apps))
- ・株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 大溪 明日香 氏  
(Power Automate の事例と Power Automate によるキャリアチェンジ)



## 財政破綻に対する 2 つの見解

公認会計士・税理士

栗田 健一



日本国の財政のあり方について 2 つの見解がある。1 つは「このままでは国家財政は破綻する」とする**プライマリーバランス**（政府支出と税収等の差を黒字化させる）派であり、もう一方は「財政の健全化は成長の後からついてくる」と財政赤字拡大を主張する**リフレ**（デフレから脱し、インフレと呼ぶほどでもない状態）派である。

プライマリーバランス派の代表格は財務省の矢野事務次官である。昨年『文藝春秋』11 月号に発表された「矢野論文」は、2021 年度予算で一般会計の歳出が 106.6 兆円に対して一般会計の税収等の歳入は 63.1 兆円、新規国債発行額は 43.6 兆円であり、平たく言えば一般家庭で 600 万円の収入しかないのに 400 万円の借金をして 1000 万円の生活を何年間も続けていたら一体どうなるのだ、というお叱りと受け取っても良いのだろう。今や国債の発行残高は 1200 兆円を上回り、GDP の 2 倍を超え世界でダントツに高い水準になっている。

つまりプライマリーバランス派は政府支出を抑え、さらには増税をして財政を黒字化しなければ国債の償還や利払いが約定通りになされない（債務不履行）状態が生じると警告するのである。

一方、リフレ派の代表格は元財務官僚で数量政策学者の高橋洋一氏であるが、氏は国の財政状態を政府単体ではなく政府の子会社である日銀を含めた連結ベース（統合政府）でみるべきで、財政再建の必要性はなく、インフレ目標（2%）までは財政赤字を気にする必要はないと主張する。

リフレ派が用意する数式モデル「ワルラスの法則」によれば、中央銀行が国債を買い入れて市中に供給される資金量が増えればインフレになるが、そのインフレ率がインフレ目標の範囲内であれば政府債務の問題は生じないといい、さらに日銀を含む「統合政府」の連結バランスシートから考えれば、日銀は国債を市中から買い入れており、政府の負債である国債と日銀が保有する国債（資産）

とは相殺されることになる。日銀は約 500 兆円の国債を保有しており、連結ベースでみれば日銀の資産も加算され、統合政府のバランスシートはそこそこに健全だとしている。

それにしても 1200 兆円を超える国債発行による資金はどこへ消えてしまったのだろう。政府支出による資金が個人消費や設備投資に向かい、経済がグルグルっと循環すれば、経済が活性化し GDP が伸び、物価が上昇し賃金も増えるはずなのだがどうもフローに回らずストックされているようだ。

日本では企業部門（民間非金融法人）の資金余剰が 1998 年以降 20 年以上にわたって続いている。家計部門もここ 6 年以上資金余剰（貯蓄超過）が続いている。国債が極めて低い金利の中で順調に消化されたのは、民間部門（特に家計）の資金余剰が大幅に拡大したという背景があるのだろう。

こうしてみると 10 年以上前から「日本経済余命 3 年」とか「日本が破綻する日」とか仰々しく騒がれているにもかかわらず「財政破綻」は起きず、矢野論文の発表後も債券市場で国債は特段の動きもなく消化されており、**プライマリーバランス派**の主張は情緒的なものと感じざるを得ない。

リフレ派の主張に基づけば、日本経済は「長期停滞」つまり、民間需要の不足に直面しており、完全雇用を維持するには金融政策をすべて行った今、国債の増加を受け入れ、財政赤字を拡大し、需要と産出を支え、将来の経済成長を促進すべきだということになる。しかし、市場に資金を投入しても民間部門の資金余剰が増えるだけでは意味がない。とはいえ過去 30 年にもわたって賃金が増えていないという日本経済の停滞の殻を破るには、国土強靱化計画であれ、事業再構築補助金であれ、「2% のインフレ目標」に達するまでは、さらなる財政支出の拡大を図る必要があるのだろう。しかも、自国通貨建てによる国債発行では、財政赤字による財政破綻の可能性は極めて低い。

### 『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本 M & A センター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。  
M & A ・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山 形】1 月 13 日(木)  
2 月 8 日(火)

【仙 台】1 月 14 日(金)  
2 月 15 日(火)

◆時間：各会場共通 ① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

参加費：無料

ご案内 H P



### 『経営者のための DX セミナー』& 『消費税のインボイス制度』及び「電子帳簿保存法」セミナー

#### 第一部『経営者のための DX セミナー』 14:00 ～ 15:30

RPA や AI など、最新テクノロジーを活用した DX 化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。  
会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美 / 税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

ご案内 H P



#### 第二部『消費税のインボイス制度』及び「電子帳簿保存法」セミナー 15:40 ～ 16:40

##### ◆消費税のインボイス制度◆

すべての事業者に影響するインボイス制度の概要と、適格請求書発行事業者の申請手続きや、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。

ご案内 H P



##### ◆電子帳簿保存法◆

現行の電子帳簿保存法制度への理解を深めるとともに、電子帳簿保存制度を導入した場合のメリットや、導入のために踏むべきステップを中心に解説します。

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魚住慶太郎

【山 形】1 月 12 日(水)  
2 月 16 日(水)

【仙 台】1 月 14 日(金)  
2 月 18 日(金)

参加費：一部・二部  
それぞれお一人様 ¥3,000

### 『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料でご相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただいております。

参加費：無料

ご案内 H P



【山 形】1 月 20 日(木)  
2 月 17 日(木)

山形相続サポートセンター  
☎0120-652-144

【仙 台】1 月 20 日(木)  
2 月 15 日(火)

宮城相続サポートセンター  
☎0120-954-883

◆時間：各会場共通 1 回目 / 10:00 ～、2 回目 / 14:00 ～ いずれも 1 時間程度

### 『実践型 5 ヶ年経営計画書策定講座』

目指す将来像（夢・ビジョン・資金繰り）についてじっくり考え、  
納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座です。

◎1 社限定、完全予約制

参加費：お一人様 ¥88,000  
追加 1 名につき ¥11,000

ご案内 H P



【仙 台】2 月 8 日(火) 9:30 ～ 18:00

### 『新入社員研修』 社会人の基礎を身につけ、現場で即実践できる！

主催／株式会社旭ブレインズ

新卒新入社員を対象とした 2 日間の研修プログラムです。

◎プログラム概要： ●オリエンテーション ●「仕事とは何か」を考える ●企業経営の目的  
●社会人としてのマナー ●仕事のすすめかた ●3 ヶ月間の行動計画

詳細は、同封のチラシをご確認ください。

【山 形】

4 月 4 日(月)・5 日(火)

定員◆30 名※定員に達し次第締切

【仙 台】

4 月 6 日(水)・7 日(木)

定員◆12 名※定員に達し次第締切

◆時間：各会場共通 9:30 ～ 16:30 (両日)

参加費：お一人様 ¥22,000

ご案内 H P



※1 社のみでの個別研修も実施できます。お問い合わせ下さい。



スイデンテラス (P7 参照)

## Beyond vol.13

---

2022 年 1 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27  
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30  
新仙台ビルディング 4F  
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>